

2019年度 志免町社会福祉協議会事業計画

2019年度につきましては、志免町の「地域福祉計画」と協働して策定しました『第5次地域福祉活動計画』（2017年度～2021年度）の3年目となります。「お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆」をスローガンに、引き続き地域住民や関係機関の皆様とともに地域福祉を推進してまいります。

特に『地域福祉活動計画』の重点的取り組みである「見守り活動」を行う町内会への支援、地域で取り組む「居場所づくり活動」の支援の充実に尽力すると共に、地域における支え合い活動を推進していきます。

また関係機関や糟屋郡内の社会福祉協議会および社会福祉法人で活動を行う「ふくおかライフレスキュー事業」で連携を図り、生活困窮者支援に取り組んでまいります。

「介護保険事業」や「障害者総合支援事業」の自主事業におきましても、利用者やご家族の皆さんが、安心して生活を送るための一助となるよう努力していく所存であります。

また、2015年度の介護保険制度改正に伴い、高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで持続できるように介護や医療、住まいや生活支援といったサービスを一体的に提供する仕組みとして「地域包括ケアシステムの構築」がうち出されましたが、現在は「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築にむけた取り組みが始まっています。

具体的には、高齢者・障がい者・子どもなどを支援する制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」といった関係を超えて、地域の方や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる「地域共生社会」の実現を目指しています。

このような社会情勢の変化もあり、志免町では各分野の福祉に関する施策を総合的に推進するための「福祉総合計画」を今後策定することになりました。

当会もその策定に参画すると共に「第5次地域福祉活動計画」を1年早めて、「福祉総合計画」との整合性を持たせた「第6次地域福祉活動計画」（2021年度～2026年度）の策定を本年度より開始いたします。

この計画策定につきましては、志免町を始め、住民の皆さんや各関係機関のご協力が不可欠です。地域の実態に即した計画作りが出来ますよう何卒よろしくお願いたします。

2019年度の主な事業実施計画は、次のとおりです。

2019年度 志免町社会福祉協議会 地域福祉事業計画

1. 地域福祉活動や各種事業の充実促進

(1) ふれあいのまちづくり事業の推進

①小地域福祉活動への支援

- ・福祉推進委員活動の推進
- ・福祉推進委員視察研修会
- ・町内会長・福祉推進委員合同研修会
- ・地域福祉活動者交流会
- ・福祉協力員への支援
- ・見守りネットワーク活動推進の支援
- ・居場所づくり支援
- ・地域福祉活動費助成

②住民参加による地域福祉事業

1) 地域福祉活動推進のための啓発普及

- ・四者合同研修会
- ・四者合同会議
- ・町内会や関係団体等への出前ふくし講座
- ・認知症サポーターキャラバン活動
- ・障がい者福祉啓発事業「やさしさのつどい」

2) 在宅高齢者・障がい者等に対する福祉サービス

- ・在宅介護者のつどい
- ・福祉用具の貸出（車いす）

3) 児童・青少年の健全育成

- ・中学生ボランティアスクール
- ・小中学校福祉教育授業、チャレンジひろば等における出前ふくし講座
- ・小中学校福祉教育連絡会
- ・小中学校への福祉教育費助成
- ・福祉用具の貸出（点字板、点字ブロック、白杖、アイマスク）
- ・学習関連事業の充実（学習サポート事業、他）
- ・不登校・引きこもり世帯の支援

4) 高齢者、障がい者、児童・青少年等の社会参加

- ・70歳以上ひとり暮らしのつどい「楽しく食べて語ろう会」
- ・「ふれあい・いきいきサロン」助成
- ・地域型「楽しく食べて語ろう会」助成
- ・「子育てサロン」助成
- ・「ふくしの世代間交流」助成
- ・「新たな居場所活動」助成
- ・志免町障がい児・者団体連絡協議会「こころのまど」活動への支援
- ・高齢者団体、障がい児・者団体、在宅介護者団体等活動への支援
- ・子育て世帯向け事業
- ・レクリエーション道具、遊具、チャイルドシートの貸出

5) ボランティア活動の促進

- ・各種ボランティア講座
- ・地域支えあい事業
- ・志免町ボランティア連絡協議会活動の支援
- ・志免町ボランティア連絡協議会所属団体活動の支援
- ・町内のボランティア団体の支援
- ・ボランティア関係機関との連携
- ・ボランティア育成・福祉団体等への助成

③福祉施設協働事業

- ・ふくおかライフレスキュー事業への参画

④総合相談

- ・福祉相談
- ・法律相談
- ・交通事故相談

⑤広報活動の充実

- ・「社協だより」の発行と内容の充実
- ・ホームページ、SNSの活用

⑥その他

- ・災害ボランティアセンター体制整備
- ・臨時食料品等給付・貸出事業
- ・第5次地域福祉活動計画の進捗状況把握及び第6次地域福祉活動計画の策定
- ・第8回社会福祉大会（法人化40周年記念行事）

※以上の事業については、行政からの補助金および赤い羽根共同募金配分金、賛助会費、寄付金にて実施いたします。

(2) 受託事業

- ①福祉バス事業
- ②外出支援サービス事業
- ③障がい者在宅介護支援センター事業
- ④障がい者地域生活支援事業
 - ・身体障がい者地域活動支援センター事業
 - ・知的障がい者地域活動支援センター事業
- ⑤子育て支援事業
- ⑥生活福祉資金貸付事業
- ⑦日常生活自立支援事業
- ⑧共同募金会支会事務事業
- ⑨生活支援体制整備事業
 - ・生活支援コーディネーター関連事業

2. 自主財源の確保

(1) 主事業の経営と拡充

- ①指定居宅介護支援事業
- ②指定訪問介護（ホームヘルプサービス）・介護予防訪問介護事業
- ③指定通所介護（デイサービス）・介護予防通所介護事業
- ④身体障がい者・知的障がい者・障がい児ホームヘルプサービス（居宅介護）事業
- ⑤視覚障がい者（同行援護）事業
- ⑥身体障がい者、知的障がい者、障がい児（移動支援）事業

(2) 賛助会員の加入促進

- ①賛助会広報用チラシの全戸配布
- ②町内会などへの広報啓発活動
- ③賛助会費の一部を町内会地域福祉活動費として還元
- ④賛助会員加入率促進にむけて強化月間の設定（7月）
- ⑤賛助会員加入促進の施策検討

(3) 共同募金運動の強化

- ①町内会、会議等へ出向いて広報啓発活動
- ②広報（事業活動報告、募金活動状況報告）による啓発
- ③町内外法人募金の協力依頼
- ④募金箱の設置拡大

3. 介護保険事業、障害者総合支援事業の拡大と推進

(1) 自主事業の安定経営と財源確保

- ①利用者のニーズにあったサービスの提供
- ②制度改革にも対応できるサービス構造への転換
- ③パンフレット配布や看板設置などの広報活動および関係機関への営業活動
- ④関係機関等へ出向いての誘致宣伝活動
- ⑤従事者の研修会、勉強会の参加と資質の向上
- ⑥事業所間の連携によりサービスの向上

(2) 社協の組織体制強化

- ①理事・評議員・部会・委員会の充実
- ②役職員の研修会参加と勉強会実施
- ③職員の資質向上
- ④事業の見直し